

第3章 望ましい環境像の実現に向けての取り組み

3-1. 環境施策体系

望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場でできることを明確にし、共に働いていくことが必要です。4つの基本目標に基づいて環境を保全または創造する施策を整理します。

施策体系図

基本目標	施策の方向	主な施策
<p style="text-align: center; background-color: #00aaff; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 0 auto;">共生</p> <p>多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう</p>	<p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">人と自然が共生するまちをめざす</p> <p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">心と体を癒せるまちでおもてなしをする</p>	<p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">多様な自然環境の保全</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">緑と花のまちづくり</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">水や土と親しむまちづくり</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">美しい都市景観の形成</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">ふらっと歩きたくなるまちづくり</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">歴史・文化の保全・活用</p>
<p style="text-align: center; background-color: #00aaff; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 0 auto;">循環</p> <p>限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう</p>	<p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">資源・エネルギーを持続的に使う</p> <p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">水が健全に循環する環境を保全する</p> <p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">健全な生活環境を保全する</p>	<p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">資源の循環と有効利用</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">水資源の保全</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">温泉資源の保全</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">大気・水質の保全</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">騒音・振動・悪臭の防止</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">土壌・地盤環境の保全</p>
<p style="text-align: center; background-color: #00aaff; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 0 auto;">国際的取組</p> <p>未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう</p>	<p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">観光と国際のまち別府から地球環境保全を推進する</p>	<p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">地球温暖化防止運動の推進</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">国際交流の推進</p>
<p style="text-align: center; background-color: #00aaff; color: white; border-radius: 50%; padding: 10px; margin: 0 auto;">参加</p> <p>共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう</p>	<p style="background-color: #ffcc00; padding: 5px;">環境を支える人づくり・仕組みづくりを推進する</p>	<p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">環境教育・環境学習の推進</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">環境美化の推進</p> <p style="background-color: #1a237e; color: white; padding: 5px;">環境パートナーシップの構築</p>

3-2. 市の取り組む施策

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

施策の方向1

人と自然が共生するまちをめざす

主な施策

多様な自然環境の保全

- 枝打ち、間伐等適切な施策を推進する……………〔農林水産課〕
※施策：植栽、下刈り、除伐、間伐、伐採など森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。
- 公有林については、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的機能の充実を図る……………〔農林水産課〕
※水源のかん養：土壌に水がしみこみ、きれいに浄化する機能のこと。
- 農地や森林の適切な維持管理を推進する……………〔農林水産課〕
- 林道や水路など農林業基盤整備において環境に配慮する……………〔農林水産課〕
- 野焼き等による半自然草原の維持を支援する……………〔環境課〕
- 多様な主体と連携して自然環境を保全する……………〔環境課〕
- エコツアーの実現を目指し、自然観察地域の創出を推進する……………〔環境課〕
- 別府地域の生物分布調査を検討する……………〔環境課〕
- ホタルが棲む水辺空間への関わりを増やす……………〔環境課〕
- 海浜植物の生育地（関の江海岸・上人ヶ浜海岸）を保全する……………〔環境課〕
- 自然海岸を保全する……………〔都市政策課〕



【 写真：ヒゴタイ 】

緑と花のまちづくり

- 都市計画に基づき、適正な計画的土地利用を推進する。また、まちづくり条例や地区計画等を導入することにより、環境保全を図る〔都市政策課〕
※地区計画：自分が住んでいる地区の道路、公園等の地区施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の手づくりの計画に基づきすすめていこうとする手法。
- 緑の基本計画に基づき、計画的に緑地を推進する〔公園緑地課〕
- フラワーシティ別府を進めるため、自治会等に花苗を配布する〔公園緑地課〕
- ガーデニング教室を開催する〔公園緑地課〕
- 都市公園、ポケットパーク、ちびっこ広場等を整備する〔公園緑地課〕
※ポケットパーク：都市の中に設けられた小さな公園のこと。
- ボランティアに保護樹保護活動などへ参加呼びかけを行う〔生涯学習課〕
- フォトコンテストなどにより保護樹の広報と啓発を行う〔生涯学習課〕
- 季節の変化が楽しめるような広葉樹を主体とした植栽を推進し、景観保持に努め、観光都市にふさわしい森林づくりを図る〔農林水産課〕
- 街路植栽と維持管理を推進する〔道路河川課・公園緑地課〕
- 公共空間において緑陰や水を活かした潤い共生空間を形成する〔施設管理者〕
- 公共空間において地域の自然や景観を活かす植栽計画を推進する〔都市政策課・公園緑地課〕
- 学校等においてビオトープを設置する〔学校教育課・施設管理者〕
※ビオトープ：動物や植物が恒常的に生活できるように造成や復元された小規模な生息空間。

【 写真：春木川フラワーパーク 】

(「別府市誌」2003より)



水や土と親しむまちづくり

- 漁業との連携により水産資源に関する調査・検討を行う……………〔農林水産課〕
- 親水空間の創出と利用を促進する……………〔農林水産課・都市政策課・道路河川課〕
- 環境に配慮した河川整備、港湾整備を推進する……………〔都市政策課・道路河川課〕
- 水辺の生物が生育できる魅力あるウォーターフロントを創出し、別府港（北浜・餅ヶ浜・上人ヶ浜地区）海岸事業を推進する……………〔都市政策課〕

※ウォーターフロント：海岸、河岸等の水辺空間、水に面する地域のこと。

- 遊休農地を活用した市民農園を拡充させる……………〔農林水産課〕
- ザボン園の活用方策を検討する……………〔農林水産課〕
- 生産者と市民の交流を深めるため農産物フェアを拡充する……………〔農林水産課〕
- マルチ、農薬容器など、農業廃棄物の適正な処理の広報、啓発を行う……………〔農林水産課〕

※マルチ：耕地で作物の根の周辺を覆うビニールやわらのこと。

- 無農薬・減農薬、低化学肥料など環境に負荷の少ない農業を啓発する……………〔農林水産課〕



【 写真：内成の棚田 】

（「別府市誌」2003 より）

施策の方向2

心と体を癒せるまちでおもてなしをする

主な施策

美しい都市景観の形成

- 犬の散歩マナー向上を啓発する……………〔環境課〕
- ポイ捨て禁止のため、モラル向上キャンペーンを実施する……………〔環境課〕
- 駅周辺等の自転車放置の禁止を啓発する……………〔環境課〕

- 都市景観形成の意識啓発をする……………〔都市政策課〕
- 景観条例等により景観形成重点地区、地区計画等を策定する……………〔都市政策課〕
※景観形成重点地区：温泉湯けむりの貴重な特色が象徴的に現われている地区、温泉湯けむり景観を先導的に創造する地区など、特に重点的に良好な景観の形成に関する施策を図る必要があると認められる地区であり、条例で定めている。
※地区計画：32ページに注釈あり。
- 景観条例、重点景観計画等により建築物等の行為を規制・誘導する……………〔都市政策課〕
※重点景観計画：景観形成重点地区を指定したときに定める景観計画（区域、区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等）。
- 公共サインを策定する……………〔都市政策課〕
- 看板など屋外広告物に対し助言・指導する……………〔都市政策課〕
- 電線類を地中化する……………〔道路河川課・道路管理者〕
- 光害などが無いよう環境に配慮し、公共施設において魅力的な照明方法を検討する……………〔都市政策課・施設管理者〕

【 写真：別府市街地 】



ふらっと歩きたくなるまちづくり

- 観光基本計画に基づき計画的な温泉観光を推進する……………〔観光まちづくり課〕
- 観光スポットのネットワーク化によりモデルコースを設定する……………〔観光まちづくり課〕
- 観光案内板を整備する……………〔観光まちづくり課〕
- 移動距離の短い観光ルート・モデルを作成する……………〔観光まちづくり課・温泉課〕
- バス券と八湯めぐり券を組み合わせたサービスにより「環境みらい都市・別府」を実現する（関連：大気・水質の保全）……………〔政策推進課・観光まちづくり課〕

- パークアンドライドを整備する.....〔都市政策課・道路河川課〕
 ※パークアンドライド：出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。地方都市などの都心部渋滞対策として導入されている。
- 事業者と連携して駐車場情報を提供する.....〔観光まちづくり課・都市政策課〕
- 自然と親しめる遊歩道を整備・統合化する.....〔道路河川課〕
- 山の自然と触れ合えるハイキングコースを整備する
〔観光まちづくり課・道路河川課〕
- 緑陰や憩い空間、花や水のある魅力ある歩行空間を整備する（関連：緑と花のまちづくり）.....〔道路河川課・公園緑地課〕
- バリアフリーのまちづくりを推進する.....〔都市政策課・道路河川課〕
- 中心市街地の活性化を図る.....〔商工課・都市政策課〕

歴史・文化の保全・活用

- 歴史的建築物など文化財を、パンフレット等を利用し、意識の高揚と保全に努め、観光資源としても活用する.....〔生涯学習課〕
- 竹細工伝統産業会館を活用し、体験型の竹加工、竹細工教室を開催する
〔商工課〕
- 竹細工技術・技法を伝承するために人材育成を行う.....〔商工課〕
- 竹工芸・竹文化を情報収集・発信する.....〔商工課〕
- 郷土の食材を活用した名物料理を創出し、活用する
〔観光まちづくり課・農林水産課〕



【 写真：竹細工 】
 （「別府市誌」2003より）

基本目標2

限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう

施策の方向3

資源・エネルギーを持続的に使う

主な施策

資源の循環と有効利用

- 環境学習、リサイクルなどの講座を開催して、3Rを啓発する [環境課]
- リサイクル情報センターを充実させ、リサイクル情報・環境学習などの交流センター機能の充実を図り、市民と気軽に情報交換等の交流を行う [環境課]
- 資料・ビデオライブラリーを整備し、貸し出しを検討する [環境課]
- リサイクル講座・工房の拡充を図る [環境課]
- リサイクル品抽選会により意識啓発を図る [環境課]
- フリーマーケット等を開催する [環境課]
- リサイクル推進店との協働によるごみ減量等を検討する [環境課]
- 事業者、市民と協力して、マイバッグ運動を推進し、マイバッグ持参率を向上させる [環境課]
- 生ごみの堆肥化を推進し、生ごみ処理容器の設置補助をする [環境課]
- 廃棄物バイオマスについて推進する [環境課]
※廃棄物バイオマス：家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。
- 食品リサイクル法について周知を図る [環境課]
- 容器包装リサイクル法に基づく缶、びん、ペットボトル等の分別収集、リサイクル処理体制などの整備を図る [環境課]
- 廃棄物減量等推進員により分別指導体制を整備・促進する [環境課]
※廃棄物減量等推進員：ごみの分別やリサイクルを進めていくため、市が委嘱した市民。
- 集団回収を支援する [環境課]
- 風倒木等のリサイクルを検討する [環境課・公園緑地課]
- 廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料等にリサイクルする。また、環境学習の一環としてせっけん作りなどに有効利用する [環境課・学校教育課]

- 広報紙を通じエコ商品を紹介する等グリーン購入を進める〔商工課・環境課〕
- 公共事業の建設資材及び残土のリサイクルを推進する〔建設部〕
- 中間処理施設からの環境負荷の監視や環境負荷を極力抑えるなど、ごみ処理に伴う環境負荷の低減をめざす。(施設の老朽化に伴い平成26年4月新施設稼働に向けて大分県環境影響評価条例に準拠した施設更新としているため、更新後はさらなる環境負荷を低減できる)〔広域圏〕
- 南畑不燃物処理場を適正に維持管理し、効率的に運営する〔環境課〕
- 省エネ行動に向け広報紙等で啓発する〔環境課〕
- 採光の工夫、太陽光などの自然エネルギーを利用した省エネ住宅、省エネオフィスの普及啓発をする〔環境課〕
- 公共施設で断熱、採光、通風等を工夫する〔建築住宅課・施設管理者〕
- 街灯や公共施設の照明を省エネ型に順次交換する〔建築住宅課・施設管理者〕
- 公共施設で省エネ型機器を導入する〔建築住宅課・施設管理課〕
- 省エネ型街路照明の導入や時間帯・季節に応じた適正な管理、また、特色ある街路照明を設置し、通り会などへの管理の委託を検討する〔道路河川課〕
- 地熱、温泉熱、太陽光、太陽熱等の利用を促進する〔施設管理者〕
- ごみ処理施設等の余熱を利用する〔施設管理者〕



【 写真：フリーマーケットの開催風景 】

施策の方向4

水が健全に循環する環境を保全する

主な施策

水資源の保全

- 「別府市地域水道ビジョン」に基づき、地球規模の水循環のしくみ、別府市の水源や配水管の布設状況等について広報をし、水資源の大切さを啓発するとともに、水質保全意識の高揚を図る [水道局]
- 安全でおいしい水を提供できるよう、水道原水から蛇口に至るまで、徹底した衛生管理を行えるような監視、検査を実施する [水道局]
- 漏水調査を実施し、漏水の早期発見、修繕に努める。老朽化した配水管の布設替え工事を推進し、漏水の事前防止に努める [水道局]
- 効果的な水道施設の整備、更新により将来にわたる水供給の安定化を実現するとともに、地震など災害に強い施設の整備を推進する [水道局]
- 水源地への認識を高めるとともに、かん養林の育成等、水源地の保全強化を図る。また、水源地保護の大切さを啓発する [水道局]
- 水道施設においてエネルギー消費効率の高い設備への更新や太陽光発電の導入、浄水汚泥の有効利用、再利用可能な資材の利用などを推進する [水道局]
- 公共施設において雨水貯留槽を設置し、雨水を利用する [施設管理者]
- 道路において排水性舗装を導入する [道路河川課]
- 公共の駐車場等において透水性舗装の導入を促進する [施設管理者]

※透水性舗装：雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果がある。

- その他公共空間において土面を保全する [施設管理者]
- 民有地において雨水の地下浸透を促す指導をする [道路河川課]
- 農地、樹林地、ため池の持つ多面的機能を保全する [農林水産課]

※多面的機能：雨水を一時的に貯水する洪水防止機能、森林や水田等により土壌の流出を防ぐ機能、一時的に貯留した水を徐々に地下に浸透させる水源かん養機能、田んぼの水の気化熱により気温の上昇を防ぐ機能、雨水に含まれる物質が土に吸着されることにより水が浄化される機能、田んぼやため池、山などに様々な動植物が生息し、豊かな生態系が保たれる生態系維持保全機能、森林浴や心安らげる田園風景などによる癒し・憩い機能など。

温泉資源の保全

- 温泉・湯けむりの持続的な利用を図る……………〔温泉課〕
- 湯けむり景観眺望地を選定PRする……………〔観光まちづくり課〕
- 湯けむり景観写真・絵画コンテスト等を企画運営する……………〔観光まちづくり課〕
- 湯けむりの文化的景観選定をする……………〔生涯学習課〕
- 温泉資源の保全意識を啓発する……………〔温泉課〕
- 掘削、口径、揚湯量などの制限により保全する……………〔温泉課〕
- 温泉かん養林の位置づけと保全の検討を行う……………〔農林水産課〕
- 合理的な配湯システムを確立する……………〔温泉課〕
- 配湯管および温泉の適切な維持管理を推進する……………〔温泉課〕
- 適正温度による安定供給を図る……………〔温泉課〕

※配湯システム：市では、所有する34孔の源泉を活用して、7つの路線で給湯事業を行っている。給湯先は、市営温泉や共同温泉等の76カ所。給湯管の総延長は30kmにも及び、24時間給湯を続けている。この給湯事業により、温泉が湧出しない地域においても温泉を利用することが可能となっている。



【 写真：鉄輪の湯けむり 】

施策の方向5

健全な生活環境を保全する

主な施策

大気・水質の保全

- 広域的な連携のもとでの交通需要マネジメントシステムの導入を図る……………〔政策推進課・環境課・道路河川課〕

※交通需要マネジメントシステム：自動車利用者の行動を変えることにより、道路混雑を緩和する手法。

- 公共交通の利便性向上を図る.....〔政策推進課〕
- 公共交通事業者・関係者との連携により、公共交通環境の整備を検討する
.....〔政策推進課〕
- わかりやすい道路標識や交通規制等の道路案内を整備する.....〔道路河川課〕
- エコドライブを普及するため、広報紙等で啓発する.....〔財産活用課・環境課〕
- 低公害車普及のため、率先的に公用車に低公害車を導入する.....〔財産活用課〕
- 台所等からの汚濁の流出削減に向け啓発を行う.....〔環境課・下水道課〕
- 下水処理場、ポンプ場等の下水道施設の充実と適正な維持管理をする。また、
合併処理浄化槽の保守点検や清掃の啓発・指導をする.....〔環境課・下水道課〕
- 合併処理浄化槽の設置補助制度の活用を進める.....〔環境課〕
- 公共下水道の整備を推進し、個別訪問などで接続を促進する.....〔下水道課〕

騒音・振動・悪臭の防止

- 土地利用の混在により、騒音や悪臭の発生源と住宅が隣接し、公害が発生しないよう未然防止に努める.....〔都市政策課〕
- 道路の規格を沿道土地利用に合わせて、段階的な構成にし、住宅地周辺の大型車通過の排除に努める（関連：大気・水質の保全）.....〔都市政策課〕
- 雨水を路面から速やかに除く排水舗装や透水性舗装の導入により、騒音の低減を図る（関連：水資源の保全）.....〔道路河川課・道路管理者〕
- 水路の清掃について、地域住民の自発的取り組みを促す.....〔道路河川課〕

土壌・地盤環境の保全

- ゴルフ場や農家などに農薬を適正に使用するよう広報する.....〔農林水産課〕
- 地盤沈下防止のため、地下水採取の届出を参考に地下水位を確認しながら、計画的な地下水・温泉水の利用に努める.....〔温泉課〕

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

施策の方向6

観光と国際のまち別府から地球環境保全を推進する

主な施策

地球温暖化防止運動の推進

- 広報紙等で「うちエコ」を啓発するなど、エネルギーの有効利用を推進する（関連：資源の循環と有効利用）〔環境課〕

※うちエコ：うち（家庭やオフィス）でできるウォームビズ等の温暖化防止の取り組み。

- 省エネ法に基づく中長期計画を策定し市の施設の省エネ化を推進するとともにその利用促進の情報を提供する〔環境課〕

※中長期計画：改正省エネ法によって特定事業者に義務付けされた報告書で、エネルギー使用合理化の計画やその効果について記載したもの。

- 地球温暖化対策率先実行計画の目標達成に向けた取り組みを推進する〔環境課〕

※地球温暖化対策率先実行計画：市の施設を対象に、温暖化の原因である温室効果ガスを削減していくための計画。

- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）等を推進する〔環境課〕

- 酸性雨の実態調査を継続的に実施検討する（関連：大気水質の保全）〔環境課〕

- 森林保全のために、建設型枠の再使用の推進に関する啓発を行う（関連：資源の循環と有効利用）〔建設部〕

- 用紙類のリサイクルを推進する（関連：資源の循環と有効利用）〔環境課〕

- 国内産木材および間伐材等の有効利用を検討する〔農林水産課・環境課〕

国際交流の推進

- 姉妹都市との環境交流を推進する〔文化国際課〕

- 留学生との交流、環境学習を推進する〔文化国際課〕

- 民間レベルでの国際的な環境保全活動を支援する〔文化国際課〕

- 発展途上国からの留学生・研修生を受け入れる〔文化国際課〕

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

施策の方向7

環境を支える人づくり・仕組みづくりを推進する

主な施策

環境教育・環境学習の推進

- 学校や生涯学習の場で、環境教育アドバイザーや環境カウンセラーを活用する
〔学校教育課・生涯学習課〕

※環境教育アドバイザー：大分県が委嘱している環境問題についての有識者や環境NPO法人等。講演会や研修会に派遣している。

※環境カウンセラー：市民活動や事業活動の中での環境保全に関する取り組みについて豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組む市民団体や事業者等に助言を行うことのできる人として環境省に登録されている人。

- 環境教育アドバイザーや環境カウンセラーとなる人材の育成に努める
〔環境課〕
- 生涯学習講座において環境学習講座を開催する
〔生涯学習課〕
- 公民館、サザンクロスなどにおいて環境学習講座を開催する
〔生涯学習課〕
- おじかにおいて体系的な自然体験プログラムを提供する
〔生涯学習課〕
- 学校教育で自然とふれあえる体験学習を充実させる
〔学校教育課〕
- 給食残さのコンポスト化を推進する
〔学校教育課〕
- 学校教育において環境教育副読本を作成・配布する
〔学校教育課〕
- 学校教育において環境教育指導テキストを活用する
〔学校教育課〕
- 学校と地域との交流・連携を図る
〔学校教育課〕
- こどもエコクラブ・サポーターの育成と交流を行う
〔環境課〕

※こどもエコクラブ：環境省が応援する、地域のこどもが誰でも参加できる環境活動クラブ。

- こどもエコクラブの普及・啓発を行う
〔環境課〕
- 「別府の自然」シリーズを継続的に発行し活用する
〔環境課〕

※「別府の自然」シリーズ：別府市自然環境学術調査報告書「別府の自然」を基に、平成6年度より環境課で一般市民向けに発行している小冊子のこと。

- 親子自然観察会を開催する〔環境課〕
- 事業者にも環境学習の機会を提供する〔環境課〕



【 写真：自然観察会風景 】

環境美化の推進

- 市民・事業者主体により身近な街路や公園等の清掃美化、維持管理を推進する〔施設管理者〕
- 全市一斉清掃を推進する〔環境課〕
- 全市海岸海浜清掃を継続して実施し、海岸美化を図る〔環境課〕



【 写真：全市海岸海浜清掃風景 】

環境パートナーシップの構築

- 民間主導の環境活動や取り組みに対する支援を行う〔環境課〕
- 事業者への環境情報の提供、環境会議の呼びかけを行う〔環境課〕
- 市報、新聞、CATV、テレビ、インターネット等を活用する〔環境課〕
- 環境情報誌や「別府市の環境」を充実させる〔環境課〕
- 社会教育施設、市民団体、学校、自治会等の人材を活用する〔生涯学習課〕

3-3. 市民の取り組む環境配慮指針

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

多様な自然環境の保全

- ・植林運動や森林ボランティアなど緑を守る活動に参加・協力しよう。
- ・野生動植物の捕獲や採取は自制して保護しよう。
- ・ペットや外来生物などを捨てたりしないようにしよう。
- ・自然観察会などの自然体験学習へ参加し、自然保護意識を高めよう。
- ・自然の中にごみなどを捨てないようにしよう。

緑と花のまちづくり

- ・身近な地域の管理活動に参加し協力しよう。
- ・別府市指定の保護樹を大切にしよう。
- ・花や木を植えたり、屋上緑化やブロック塀を生垣にするなど、緑化に努めよう。

水や土と親しむまちづくり

- ・水辺の生き物調査や川にふれ親しむイベントに参加しよう。
- ・旬のもの、地場の農作物などを選び、地産地消に協力しよう。
- ・環境保全型農業による有機農作物の価値を見直し、選んで買おう。
- ・農業体験イベントに参加し、土とのふれあいを深めよう。

美しい都市景観の形成

- ・国、県、市などが実施する都市景観の形成や環境美化に関する施策に協力しよう。
- ・建物やその外観などは、周囲の景観に調和するようにしよう。
- ・空き缶・たばこなどのポイ捨てをやめよう。
- ・犬などのペットのふんは持ち帰ろう。
- ・野良ねこ等へのエサやりや、飼えなくなったペットを捨てるのはやめよう。

ふらっと歩きたくなるまちづくり

- ・ 快適な歩道空間を確保するため、沿道や空き地の清掃美化に協力しよう。
- ・ 快適な歩行に配慮するため、違法駐停車をなくそう。
- ・ 木漏れ日あふれる緑の空間づくりに努めよう。

歴史・文化の保全・活用

- ・ 地域の祭りなどに参加し、歴史・文化について知ろう。
- ・ 別府の文化財の保存や郷土芸能の振興に協力しよう。

循環

基本目標2

限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう

資源の循環と有効利用

- ・ ごみの出し方や分別のルールを守り、ビン、缶、古紙などの資源の分別に努めよう。
- ・ 過剰包装を控えるなど、ごみを出さない買い物をしよう。
- ・ 物を大切にし、無駄な消費はやめよう。
- ・ 外出した時のごみの持ち帰りを進めよう。
- ・ 不用品交換などにより資源の再使用・再利用に努めよう。
- ・ 自治会などによる資源物回収運動に参加し資源物の回収に努めよう。
- ・ コンポストなどの利用により生ごみのたい肥化を心がけよう。
- ・ 不法投棄の防止を進めよう。
- ・ 電気、照明などをこまめに消し、節電に努めよう。
- ・ 冷暖房の設定温度に気をつけよう。（冷房時28℃以上、暖房時20℃以下）
- ・ 電化製品を購入する際には省エネ型の物を選ぼう。
- ・ 太陽光の利用や断熱材の使用など住宅の省エネ化を進めよう。
- ・ 環境家計簿を利用するなど、省エネに努めよう。

水資源の保全

- ・風呂の残り湯を利用するなど、水の再利用に努めよう。
- ・雨水の貯留利用や雨水の地下浸透を高める方法を進めよう。
- ・水道の蛇口に節水コマをつけることで節水に努めよう。

温泉資源の保全

- ・温泉を適正に維持管理し大切に使おう。
- ・緑化を進め、土地の保水能力を高めよう。

大気・水質の保全

- ・公共交通機関、自転車、徒歩のライフスタイルを心がけよう。
- ・アイドリングストップなどエコドライブを実践しよう。
- ・低公害車・低燃費車を利用しよう。
- ・ごみは自宅で焼かないように努めよう。
- ・川や海にごみを捨てない、汚さないようにしよう。
- ・洗剤の過剰使用や台所から油などを流さないようにしよう。
- ・台所では水切り袋を使い、野菜くずなどを流さないようにしよう。
- ・洗剤は環境にやさしい物を選ぼう。
- ・公共下水道が整備されたときには接続に努め、川の汚れ低減に協力しよう。
- ・下水道が整備されていない区域では、合併処理浄化槽を設置しよう。

騒音・振動・悪臭の防止

- ・音響機器を使用する際には、使用時刻、音量に注意しよう。
- ・近隣に迷惑となるような騒音や悪臭は出さないように努めよう。

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

地球温暖化防止運動の推進

- ・省エネやエコライフスタイルに努め、**低炭素社会**に貢献しよう。
※低炭素社会：温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会。
- ・商品を購入する際には環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を進めよう。
- ・フロンガスを含む製品を購入したり使用したりしないようにしよう。
- ・国産材を使用し、海外の熱帯林を守ろう。
- ・市内の留学生との交流で海外の環境事情について理解を深め、地球環境問題について考えよう。

参加

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

環境教育・環境学習の推進

- ・いろいろなどこで行われる環境教育・学習の場に参加しよう。
- ・「こどもエコクラブ」に登録し、エコクラブの輪を広げよう。
- ・環境カウンセラーや環境教育アドバイザーなどの制度を活用し環境への理解を深めよう。
※こどもエコクラブ：42ページに注釈あり。
※環境カウンセラー、環境教育アドバイザー：42ページに注釈あり。

環境美化の推進

- ・環境ボランティア活動に積極的に参加しよう。
- ・地域の清掃活動に参加し、川や海へのごみの流入を防止しよう。
- ・地区の環境美化活動に参加し、ごみのない地域づくりを進めよう。

環境パートナーシップの構築

- ・環境情報を交換し、積極的に活用しよう。
- ・NPO（民間非営利組織）などの行う環境イベントや環境保全活動に参加し、協働して環境保全意識の啓発や普及に努めよう。
※環境パートナーシップ：環境問題を解決するために、各主体が目的を共有し情報を共有し互いの特性や違いを認め対等な立場での役割分担の下でそれぞれが責任を持って取り組みを行う協力関係や連携関係のこと。

3-4. 事業者の取り組む環境配慮指針

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

多様な自然環境の保全

- ・ 所有する森林については、適切な整備・維持管理に努めよう。
- ・ 開発の際には、森林環境の保全や生物多様性の確保に配慮しよう。
- ・ 社内行事に自然とふれあうレクリエーションなどを取り入れよう。
- ・ 植林運動や自然保護活動イベントに参加、支援しよう。

緑と花のまちづくり

- ・ 事業場内の緑地化や屋上緑化を進めよう。
- ・ 地域の緑化活動へ参加・協力しよう。

水や土と親しむまちづくり

- ・ 開発に際しては、水辺環境の保全に配慮しよう。
- ・ 水辺を守る運動や海浜の清掃活動に支援・協力しよう。
- ・ 農業廃棄物のリサイクルや有機廃棄物の堆肥化など、環境保全型農業の取り組みに努めよう。
- ・ 農薬の使用量を減らす、生分解性資材を利用するなど土壌環境に配慮しよう。
- ・ 遊休農地の所有者は、市民農園や体験学習の場として有効活用に支援・協力しよう。

美しい都市景観の形成

- ・ 国、県、市などが実施する都市景観の形成や環境美化に関する施策に参画しよう。
- ・ 看板などの屋外広告物を設置する時は、周囲の景観に配慮しよう。
- ・ 街並みに調和した建物の外観に配慮しよう。
- ・ 営業車の迷惑駐車や事業場外の商品の放置はやめよう。

ふらっと歩きたくなるまちづくり

- ・快適な歩道空間を確保するため、事業場周辺や敷地の清掃美化に努めよう。
- ・快適な歩行に配慮するため、営業車などの違法駐停車はやめよう。
- ・事業場周辺の緑化運動に協力しよう。

歴史・文化の保全・活用

- ・伝統技術や産業文化を保全・継承しよう。
- ・歴史・文化遺産の保護・継承に支援・協力しよう。
- ・土地利用に際しては、別府の文化財の保護に配慮しよう。
- ・郷土芸能や地域の祭りの振興に協力しよう。

循環

基本目標2

限られた資源を大切に、健康で安心して暮らせるまちにしよう

資源の循環と有効利用

- ・過剰包装や使い捨て商品は出来る限り環境に配慮しよう。
- ・事業場でのごみの減量化や分別収集に努めよう。
- ・再使用・再利用しやすい製品の製造や販売を推進しよう。
- ・廃棄物の適正処理や資源物の再資源化に努めよう。
- ・冷暖房や照明の適正化など、事業場内の節電や省エネ化に努めよう。
- ・太陽光、風力、廃熱などの新エネルギーの導入を検討しよう。

水資源の保全

- ・事業場内の雨水の有効利用や地下浸透に努めよう。
- ・事業場内の用水の循環利用に努めよう。

温泉資源の保全

- ・水源地となる森の保全運動に協力しよう。
- ・余剰温泉水の減少に努めるなど、温泉資源を適正に利用しよう。

大気・水質の保全

- ・従業員の通勤には公共交通機関や自転車を推奨しよう。
- ・低公害車、低燃費車を積極的に導入しよう。
- ・共同配送の推進や物流の合理化を進めよう。
- ・アイドリングストップなどエコドライブの実践に努めよう。
- ・フレックスタイム制の導入などにより過度な交通量集中の緩和に協力しよう。
- ・揮発性有機化合物（VOC）の放出に配慮し、光化学スモッグの発生抑制に努めよう。

※揮発性有機化合物（VOC）：常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物のこと。トルエン、ベンゼンなど。

- ・工場や事業場からの排出ガスの適正管理とともに、低公害型機器の導入に努めよう。
- ・排水の適正管理とともに、排水処理をさらに高度化し汚濁物質の削減に努めよう。
- ・ホテル・旅館においては温泉排水について環境配慮し、洗剤等の適正使用や、公共下水道への適正な接続に努めよう。

騒音・振動・悪臭の防止

- ・工場や事業場周辺への騒音・振動・悪臭の防止に努めよう。
- ・建設現場での低騒音、低振動型の機械の使用や工法の研究に努めよう。
- ・営業騒音の防止・低減に努めよう。

土壌・地盤環境の保全

- ・事業場内の有害物質の地下浸透防止及び土壌汚染防止に努めよう。
- ・農業においては、農薬などの適正な使用や農地の土砂流出の防止に配慮しよう。
また、畜産廃棄物の適正な処理を心がけよう。

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

地球温暖化防止運動の推進

- ・ エコマーク商品など、環境にやさしい物品の購入（グリーン購入）に努めよう。
- ・ 事業場内のノンフロン化への転換を進めるとともに、フロンの適正な回収及び処理に努めよう。
- ・ 建設型枠などは繰り返し利用や間伐材の活用など、熱帯材の使用抑制に努めよう。

国際交流の推進

- ・ 事業者間の技術提携や研修などを通じて公害防止技術の技術交流を深めよう。
- ・ 環境問題を通して、事業者間の国際交流を進めよう。
- ・ 市内の大学に協力して、事業場見学など留学生の研修のための受け入れを進めよう。

参加

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

環境教育・環境学習の推進

- ・ 従業員に対する環境学習や環境研修に努めよう。
- ・ 子どもたちの社会見学、体験学習に協力しよう。
- ・ 環境保全知識を持つ人材の育成に努めよう。

環境美化の推進

- ・ 事業場周辺の側溝・河川・海などに環境配慮し、環境美化を心がけよう。
- ・ 事業者自らも地域の環境美化活動に取り組もう。

環境パートナーシップの構築

- ・ 環境情報の提供や発信に努めるとともに、他の主体との情報交換を積極的に行おう。
- ・ 市や環境 NPO などが主催する環境イベントや環境保全活動への協力・支援に努めよう。
- ・ ボランティアのための休暇制度の仕組みづくりや環境ボランティア活動への積極的な参加に努めよう。

